

第1条 振込金の受入れ

1. この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
2. この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第2条 自動支払い等

1. この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。ただし、後記第4条第1項の払戻回数超過手数料を除きません。
2. この預金を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

第3条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日、この預金に組入れます。
2. この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は、Ⅰ型は30万円、Ⅱ型は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - ②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

第4条 払戻回数超過手数料

1. Ⅰ型の場合、毎月1日から月末日までの1か月に5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
2. 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落とします。この場合、払戻回数超過手数料と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

以上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。